

議案第 28 号

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年
条例第 59 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準の見直しが行われるこ
とを踏まえ、投票管理者、投票立会人等の報酬の額について国基準と同様の引上げを
行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年
条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表(第 1 条, 第 5 条関係)		
職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から市嘱託医師の部まで	(略)	(略)
市嘱託歯科医師	日 25,000	(略)
市産業医の部及び市職員精神健康相談医の部	(略)	(略)
投票管理者	<u>〃 12,700</u>	(略)
投票立会人	<u>〃 10,800</u> ただし、投票立会従事時間 8 時間未満のものにあつては <u>5,400</u>	(略)
開票管理者	1 回の開票管理につき <u>10,700</u>	(略)
開票立会人	1 回の開票立会につき <u>8,900</u>	(略)
選挙長	<u>日 10,700</u> ただし、選挙会事務にあつては <u>1 回につき 10,700</u>	(略)
選挙立会人	1 回の選挙会立会につき <u>8,900</u>	(略)
防災会議委員の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から市嘱託医師の部まで	(略)	(略)
市嘱託歯科医師	日 25,000	(略)
市産業医の部及び市職員精神健康相談医の部	(略)	(略)
投票管理者	// 14,500	(略)
投票立会人	// 12,400 ただし、投票立会従事時間 8 時間未満のものにあつては <u>6,200</u>	(略)
開票管理者	1 回の開票管理につき <u>12,200</u>	(略)
開票立会人	1 回の開票立会につき <u>10,100</u>	(略)
選挙長	日 12,200 ただし、選挙会事務にあつては <u>1 回につき 12,200</u>	(略)
選挙立会人	1 回の選挙会立会につき <u>10,100</u>	(略)
防災会議委員の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

取手市税条例の一部を改正する条例について

取手市税条例（昭和 39 年条例第 22 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方税法等の改正により、個人住民税における特定親族特別控除が創設されたこと、公示送達における新たな公示方法としてインターネットを用いる方法が規定されたこと及び加熱式たばこに係る地方たばこ税の課税標準の特例が定められたことに伴い、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例（昭和 3 9 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公示送達) 第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「<u>施行規則</u>」という。)<u>第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を取手市公告式条例(昭和 30 年条例第 6 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第 18 条の 3 <u>施行規則</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 31 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控	(公示送達) 第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、取手市公告式条例(昭和 30 年条例第 6 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> (納税証明事項) 第 18 条の 3 <u>地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「<u>施行規則</u>」という。)</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 31 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控

除額，地震保険料控除額，障害者控除額，寡婦控除額，ひとり親控除額，勤労学生控除額，配偶者控除額，配偶者特別控除額，扶養控除額又は特定親族特別控除額を，前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については，同条第 2 項，第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は，3 月 15 日までに，施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)，法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。))前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又

除額，地震保険料控除額，障害者控除額，寡婦控除額，ひとり親控除額，勤労学生控除額，配偶者控除額，配偶者特別控除額又は扶養控除額を，前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については，同条第 2 項，第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は，3 月 15 日までに，施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除，同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額(以下この条

はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除, 同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については, この限りでない。

2 から 9 まで (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは, 当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに, 施行規則で定めるところにより, 次に掲げる事項を記載した申告書を, 当該給与支払者を經由して, 市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2 から 6 まで (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公

において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については, この限りでない。

2 から 9 まで (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは, 当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに, 施行規則で定めるところにより, 次に掲げる事項を記載した申告書を, 当該給与支払者を經由して, 市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2 から 6 まで (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公

的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2 から 5 まで (略)

付 則

第 16 条の 2 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。))が行われた加熱式たばこ(第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下

的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2 から 5 まで (略)

付 則

第 16 条の 2 (略)

この条において同じ。)に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの

品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１） 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２） 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）付則第 1 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び付則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

（２）第 1 8 条及び第 1 8 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の取手市税条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度

以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の取手市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、取手市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - （1）取手市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - （2）新条例付則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第30号

取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第4期）請負契約の締結について

取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第4期）につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の対象 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第4期）

2 契約金額 金983,730,000円

3 契約の相手方 赤塚・平沢特定建設工事共同企業体

代表構成員 茨城県取手市白山六丁目12番14号
赤塚工業株式会社
代表取締役 赤塚 康伸

構成員 茨城県取手市稲507番地1
株式会社平沢工務店
代表取締役 平沢 誠

4 契約方法 一般競争入札

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

契約についての説明資料

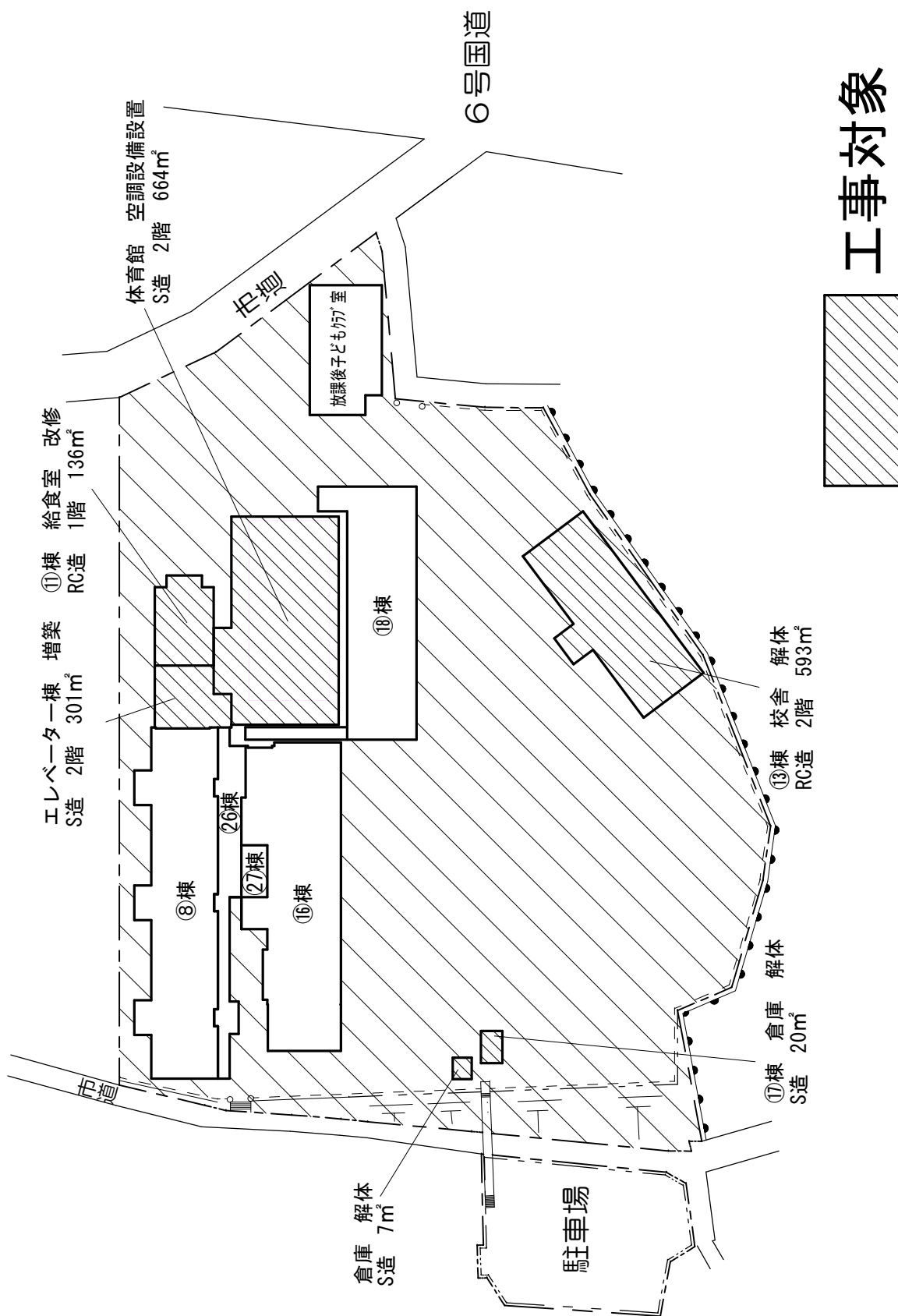
- 1 工事名称 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第4期）
- 2 工事場所 取手市白山二丁目3番18号
- 3 工事概要 白山小学校の校舎等は、昭和30年代から50年代前半に建築され、老朽化が著しいため、構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化やライフサイクルコストの低減、多様な学習内容、学習形態に対応可能な教育環境の整備を令和4年度から令和7年度にかけて実施しています。第4期工事は、給食室の長寿命化改良工事、エレベーター棟の増築工事、既存校舎の解体工事等を行うものです。
 - （1）給食室長寿命化改良工事
 - ⑪棟 RC造 1階 136㎡
 - 外 部：屋上防水改修、外壁補修及び塗装等
 - 内 部：内装改修、建具改修等
 - 設 備：照明器具改修、給排水衛生設備改修、消防設備改修、厨房設備改修等
 - その他：老朽化の著しい箇所の改修等
 - （2）エレベーター棟増築工事
 - エレベーター棟 S造 2階 301㎡
 - （3）既存校舎解体工事
 - ⑬棟 RC造 2階 593㎡
 - （4）その他工事
 - 体育館空調設備設置、遊具改修、外構整備、倉庫解体等
- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和8年3月25日
- 5 入札参加業者（3業者）
 - 赤塚・平沢特定建設工事共同企業体
 - 常総・コウキ特定建設工事共同企業体
 - オカベ・大竹特定建設工事共同企業体

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第４期）		
履行場所	取手市白山二丁目３番１８号	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所管財課	入札日時	令和７年５月２６日 午前９時
予 定 価 格	¥989,560,000	入札書比較価格	¥899,600,000
最低制限価格	¥910,393,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥827,630,000
入札者		入札第１回	
赤塚・平沢特定建設工事共同企業体		¥894,300,000	落札
常総・コウキ特定建設工事共同企業体		¥897,880,000	
オカベ・大竹特定建設工事共同企業体		¥894,500,000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額である。			
契約金額	¥983,730,000 円	請 負 者 氏 名	赤塚・平沢特定建設工事共同 企業体
仮 契 約 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 7 日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和 8 年 3 月 2 5 日

取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第4期）



議案第 31 号

取手市立永山中学校改修工事請負契約の締結について

取手市立永山中学校改修工事につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 契約の対象 | 取手市立永山中学校改修工事 |
| 2 契約金額 | 金 5 5 6 , 0 5 0 , 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | オカベ・大竹特定建設工事共同企業体 |

代表構成員 茨城県日立市多賀町二丁目10番7号
株式会社オカベ
代表取締役 岡部 英明

構成員 茨城県取手市小文間5584番地
大竹建設株式会社
代表取締役 大竹 光

- | | |
|--------|--------|
| 4 契約方法 | 一般競争入札 |
|--------|--------|

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

契約についての説明資料

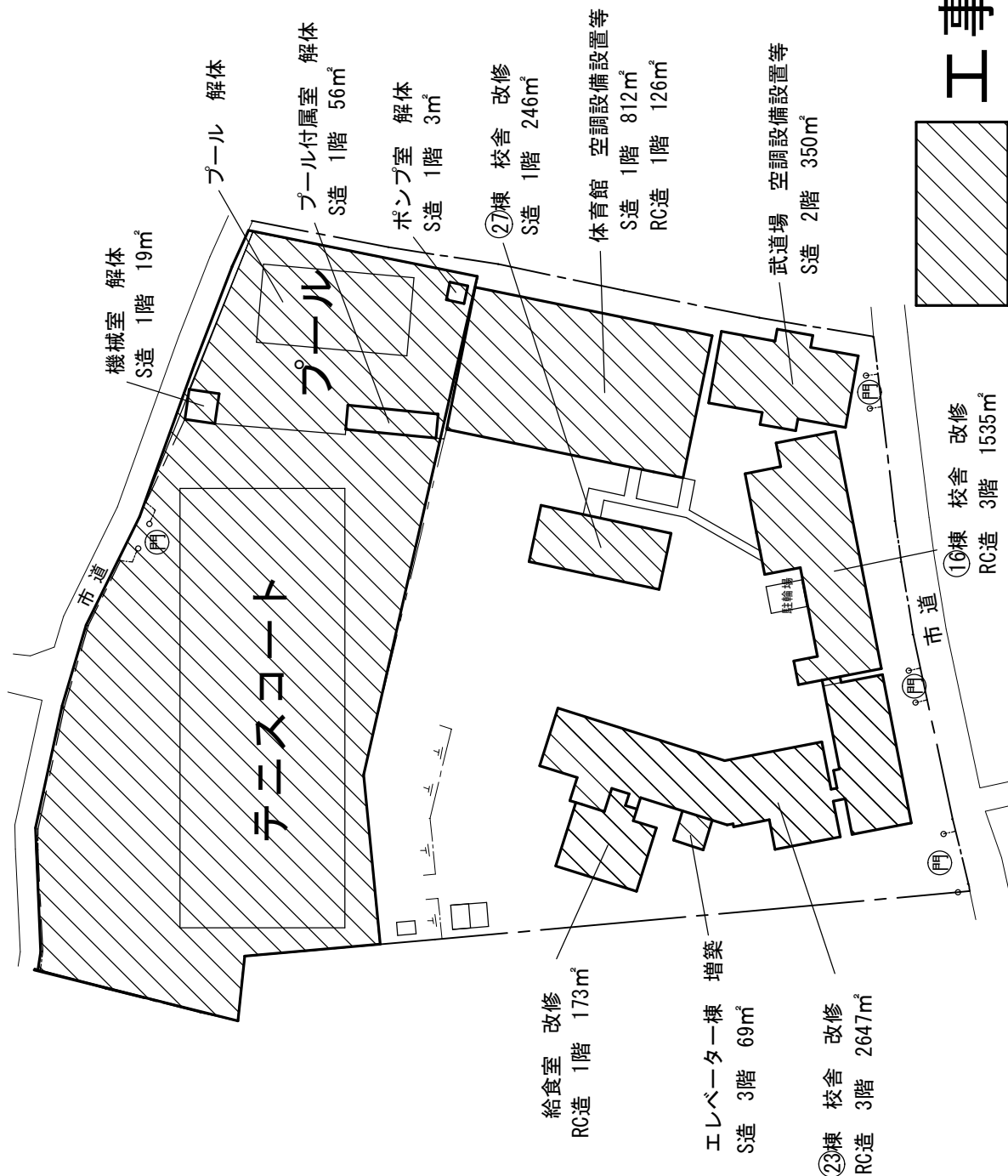
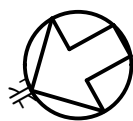
- 1 工事名称 取手市立永山中学校改修工事
- 2 工事場所 取手市下高井2311番地
- 3 工事概要 ゆめみ野地区の人口増加に伴い生徒数が増加していることにより教室数の不足が見込まれることから、既存校舎の内部改修を行い、必要な教室数を確保します。あわせてバリアフリー改修、体育館及び武道場への空調設備の設置、給食室の改修等を実施することで適切な学校環境の整備を図ります。
 - (1) 校舎内部改修工事
 - ・⑩棟 RC造 3階 1, 535㎡
 - ・⑬棟 RC造 3階 2, 647㎡
 - (2) エレベーター棟増築工事
 - ・エレベーター棟 S造 3階 69㎡
 - ・バリアフリースイレ 3か所 設置
 - (3) その他工事
 - ・体育館及び武道場 空調設備設置
 - ・給食室改修
 - ・校舎(⑩棟、⑬棟及び⑰棟)及び体育館 照明LED化、バリアフリー改修
 - ・校舎(⑩棟、⑬棟及び⑰棟)、体育館及び武道場 インターホン設置
 - ・プール解体
 - ・駐車場及びテニスコート整備
 - ・その他附帯工事
- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和8年3月25日
- 5 入札参加業者(3業者)
赤塚・平沢特定建設工事共同企業体
常総・コウキ特定建設工事共同企業体
オカベ・大竹特定建設工事共同企業体

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	取手市立永山中学校改修工事		
履行場所	取手市下高井 2 3 1 1 番地	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所管財課	入札日時	令和 7 年 5 月 2 6 日 午前 9 時 2 0 分
予 定 価 格	¥563, 816, 000	入札書比較価格	¥512, 560, 000
最低制限価格	¥518, 705, 000	最低制限価格 入札書比較価格	¥471, 550, 000
入札者		入札第 1 回	
赤塚・平沢特定建設工事共同企業体		¥509, 000, 000	
常総・コウキ特定建設工事共同企業体		¥510, 000, 000	
オカベ・大竹特定建設工事共同企業体		¥505, 500, 000	落札
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額である。			
契約金額	¥556, 050, 000 円	請 負 者 氏 名	オカベ・大竹特定建設工事共同企業体
仮 契 約 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 7 日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和 8 年 3 月 2 5 日

取手市立永山中学校改修工事



議案第 32 号

旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について

旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の対象 | 旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事 |
| 2 契約金額 | 金 377,850,000 円 |
| 3 契約の相手方 | コウキ・東匠特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 茨城県取手市小文間 4 1 4 1 番地 4
株式会社コウキ建設
代表取締役 根本 博行 |
| | 構成員 茨城県取手市戸頭 6 2 2 番地 3 1
株式会社東匠ハウジング
代表取締役 山田 多美子 |
| 4 契約方法 | 一般競争入札 |

令和 7 年 6 月 6 日提出

取手市長 中 村 修

契約についての説明資料

- 1 工事名称 旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事
- 2 工事場所 取手市井野三丁目15番1号
- 3 工事概要 旧取手第一中学校体育館は、老朽化が著しく、耐震性が確保されていない状況であるため、今後、社会体育施設及び避難所として市民が安全で安心な環境で利用できるよう、耐震補強工事及び大規模改修工事を行うものです。

体育館 RC造一部S造 地上2階建 1,380㎡

(1) 耐震補強工事

補強材等設置：方杖（4箇所）、袖壁（6箇所）、補強柱・梁（1箇所）、
鉛直ブレース（6箇所）、小屋ブレース交換（56箇所）

(2) 大規模改修工事

外 部：屋根改修、外壁補修及び塗装改修等、建具改修等

内 部：内装改修、トイレ全面改修（バリアフリースイートイレ新設を含む。）、バスケットゴール改修等

設 備：照明器具改修、給排水設備改修、消防設備改修、ルームエアコン設置（事務室・更衣室）、換気設備設置等

その他：老朽化の著しい箇所の改修、外構改修等

- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和8年2月27日

5 入札参加業者（3業者）

赤塚・平沢特定建設工事共同企業体

オカベ・大竹特定建設工事共同企業体

コウキ・東匠特定建設工事共同企業体

入 札 調 書

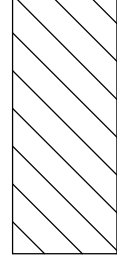
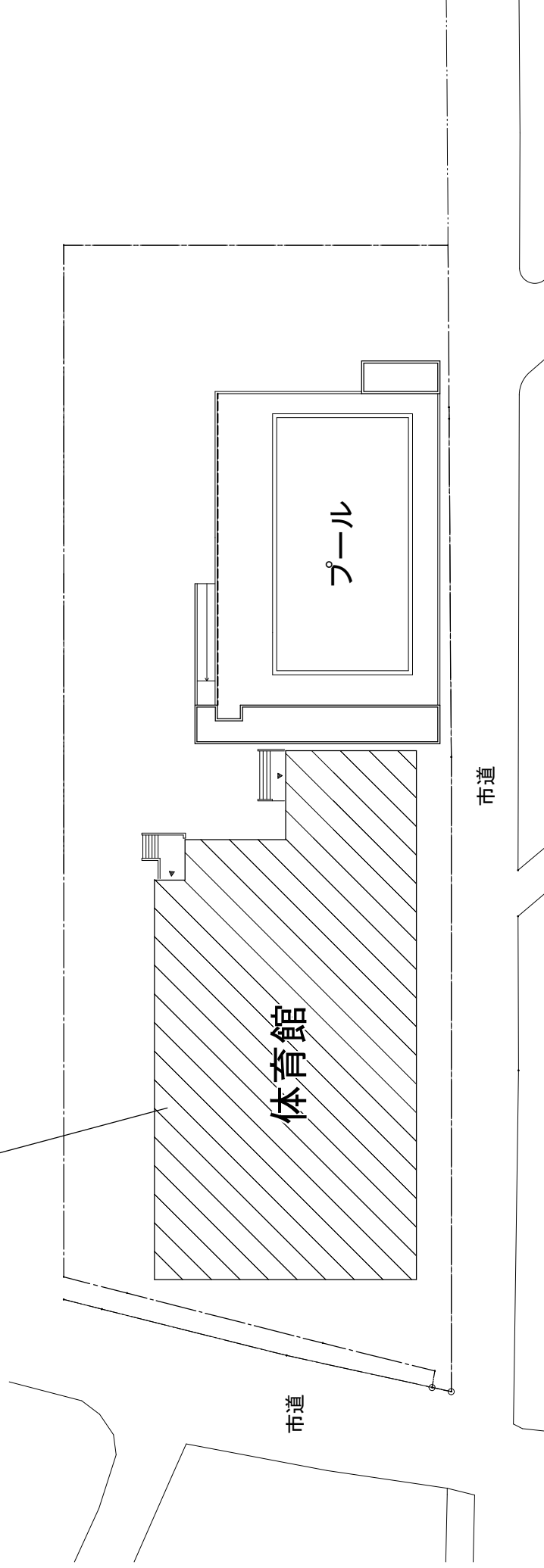
(単位：円)

件 名	旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事		
履行場所	取手市井野三丁目 1 5 番 1 号	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所管財課	入札日時	令和 7 年 5 月 2 6 日 午前 9 時 4 0 分
予 定 価 格	¥379, 995, 000	入札書比較価格	¥345, 450, 000
最低制限価格	¥349, 591, 000	最低制限価格 入札書比較価格	¥317, 810, 000
入札者		入札第 1 回	
赤塚・平沢特定建設工事共同企業体		¥345, 000, 000	
オカベ・大竹特定建設工事共同企業体		¥344, 500, 000	
コウキ・東匠特定建設工事共同企業体		¥343, 500, 000	落札
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額である。			
契約金額	¥377, 850, 000 円	請 負 者 氏 名	コウキ・東匠特定建設工事共同企業体
仮 契 約 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 7 日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和 8 年 2 月 2 7 日

旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事

耐震補強工事・大規模改修工事

建物規模：体育館 RC造一部S造 2階建 1,380㎡



工事対象建築物

議案第 33 号

学習者用タブレットパソコン等の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の内容 | 学習者用タブレットパソコン等 |
| 2 取得金額 | 金359,250,320円 |
| 3 契約の相手方 | 茨城県つくばみらい市絹の台7丁目7番地
関彰商事株式会社ビジネストランスフォーメーション部
守谷支店 支店長 石津 健一 |
| 4 契約方法 | 特命随意契約 |

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

契約についての説明資料

1 品 名 学習者用タブレットパソコン等

2 納入場所 教育委員会が指定する場所

3 取得理由

令和2年度にGIGAスクール環境整備事業の一環として導入した、学習者用タブレットパソコン（児童生徒用タブレット端末）について、購入後の減価償却期間満了により更新を実施するため、市立小中学校の児童生徒1人1台分及び予備分の端末を取得するものです。

4 取得数

- ・学習者用タブレットパソコン（児童生徒用） 6, 354台
- ・学習者用タブレットパソコン（予備用） 953台
- ・タブレットケース 6, 354個

5 納入期限 令和8年3月31日

6 見積合せ業者（特命随意契約）

関彰商事株式会社

見 積 調 書

(単位：円)

件 名	学習者用タブレットパソコン等の購入		
履行場所	教育委員会が指定する場所	契約方法	特命随意契約
見積合せ 会 場	取手市役所本庁舎 財政課協会議室	見積合せ 日 時	令和7年5月22日 午前10時
予定価格	¥359,250,320	見積書比較価格	¥326,591,200
見積者		見積第1回	
関彰商事株式会社		¥326,591,200	落札
上記金額は、見積者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥359,250,320 円	請 負 者 氏 名	関彰商事株式会社
仮 契 約 年 月 日	令和7年5月22日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和8年3月31日

議案第 34 号

蒸気回転釜の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の内容 | 蒸気回転釜 |
| 2 取得金額 | 金24,750,000円 |
| 3 契約の相手方 | 茨城県取手市小堀3994番地
有限会社利根川製作所
代表取締役 今井 隆一 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

契約についての説明資料

1 品 名 蒸気回転釜

2 納入場所 取手市立学校給食センター 取手市宮和田 1 9 5 0 番地

3 取得理由

蒸気回転釜は、学校給食の調理に使用する重要な設備ですが、現在、学校給食センターで使用している 7 台について、導入後 4 0 年以上が経過し、経年劣化による不具合や修理が頻繁に発生しているため、更新を行うものです。

4 設備概要

蒸気を用いるため熱伝導率がよく、均一に食材を温めることが可能であり、茹でる、蒸す、炒める等の各種調理に使用できる設備です。ハンドル操作をすることで本体を傾けることができるため、操作性にも優れており、給食調理の中心的な役割を担っています。

5 取得数 7 台

6 納入期限 令和 7 年 8 月 2 9 日

7 入札参加業者（6 業者）

山野井商事株式会社

戸田産業株式会社

有限会社利根川製作所

日本調理機株式会社

ホシザキ北関東株式会社

ナカノ管材株式会社

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	蒸気回転釜の購入		
履行場所	取手市宮和田 1 9 5 0 番地	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所議会棟執行部控室	入札日時	令和 7 年 4 月 1 8 日 午後 3 時
予定価格	¥25, 570, 600	入札書比較価格	¥23, 246, 000
入札者		入札第 1 回	
山野井商事株式会社		¥23, 744, 000	
戸田産業株式会社		¥23, 229, 000	
有限会社利根川製作所		¥22, 500, 000	落札
日本調理機株式会社		¥23, 900, 000	
ホシザキ北関東株式会社		¥24, 500, 000	
ナカノ管材株式会社		¥34, 430, 000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額である。			
契約金額	¥24, 750, 000 円	請 負 者 氏 名	有限会社利根川製作所
仮 契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 8 日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和 7 年 8 月 2 9 日

議案第 35 号

災害対応特殊救急自動車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の内容 | 災害対応特殊救急自動車 |
| 2 取得金額 | 金 51,900,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 茨城県取手市寺田5038番地
茨城トヨタ自動車株式会社
取手店 店長 宮本 浩二 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

契約についての説明資料

1 品 名 災害対応特殊救急自動車

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野 1 2 6 4 番地 1

3 取得理由

吉田消防署に配置されている災害対応特殊救急自動車は、運用開始から 10 年が経過し、経年劣化が見られる状況となっています。近年、複雑多様化する救急事案や地震をはじめとする大規模災害に迅速かつ効果的に対応するため、高度救命処置用資器材その他最新の機能を搭載した車両に更新するものです。

4 設備概要

隊員の負担軽減及び傷病者の安全確保を図ることができる電動ストレッチャー、緊急走行を補助するための高度道路交通システム、衝突被害軽減ブレーキのほか、最新の救急資器材を備え、高度救命処置を行うことに適した車両となっています。

※ 主な搭載装備

・電動ストレッチャー ・高度道路交通システム ・衝突被害軽減ブレーキ

※ 高度救命処置用資器材

・自動体外式除細動器 ・監視モニター ・気道確保用資器材
・血中酸素飽和度測定器 ・輸液用資器材

5 納入期限 令和 8 年 1 月 3 1 日

6 入札参加業者（2 業者）

茨城トヨタ自動車株式会社
株式会社モリタ

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	災害対応特殊救急自動車の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所議会棟第2委員会室	入札日時	令和7年5月21日 午前10時20分
予定価格	¥55,843,347	入札書比較価格	—
入札者		入札第1回	
茨城トヨタ自動車株式会社		¥51,900,000	落札
株式会社モリタ		¥59,549,810	
契約金額	¥51,900,000 円	請 負 者 氏 名	茨城トヨタ自動車株式会社
仮 契 約 年 月 日	令和7年5月21日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和8年1月31日

議案第 36 号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の内容 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 取得金額 | 金42,755,200円 |
| 3 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

契約についての説明資料

1 品 名 消防ポンプ自動車

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野 1 2 6 4 番地 1

3 取得理由

吉田消防署に配置されている消防ポンプ自動車は、火災をはじめとした各種災害に対し、第一線を担う消防車両として運用してきましたが、運用開始から 30 年が経過し、経年劣化が進んでいる状況となっています。

大規模かつ複雑多様化した災害への対応が求められている状況において、装備の充実を図り、緊急時における迅速かつ確実な消防活動をもって市民の安全を守るため、最新の機能を搭載した車両に更新するものです。

4 設備概要

消防活動を円滑に行い、各種の消防資機材を積載するための十分なスペースを有するとともに、オートマチックトランスミッション、パワーステアリング及び A B S が搭載されているため、操縦性及び安定性が向上しています。

また、吸水放水能力に優れたポンプを搭載するとともに、最新の電動ホースカーを車両最後部の動力昇降装置上に積載することで、職員の負担が軽減されると同時に職員の安全が確保され、より迅速かつ確実な消防活動に対応できる車両となっています。

※ ぎそう 特殊な艤装等

・ 電動ホースカー ・ 安全機能付ポンプ操作装置

5 納入期限 令和 8 年 3 月 3 1 日

6 入札参加業者（6 業者）

株式会社篠崎ポンプ機械製作所

有限会社鈴機

有限会社カミス総合防災

小池株式会社

株式会社モリタ

株式会社土浦消防センター

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	消防ポンプ自動車の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所議会棟第2委員会室	入札日時	令和7年5月21日 午前10時10分
予定価格	¥42,932,190	入札書比較価格	—
入札者		入札第1回	
株式会社篠崎ポンプ機械製作所		¥48,035,200	
有限会社鈴機		¥43,415,200	
有限会社カミス総合防災		¥46,528,200	
小池株式会社		¥45,175,200	
株式会社モリタ		¥42,755,200	落札
株式会社土浦消防センター		¥43,745,200	
契約金額	¥42,755,200 円	請 負 者 氏 名	株式会社モリタ
仮 契 約 年 月 日	令和7年5月21日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和8年3月31日

議案第 37 号

消防団ポンプ自動車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の内容 | 消防団ポンプ自動車 |
| 2 取得金額 | 金45,859,740円 |
| 3 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

契約についての説明資料

1 品 名 消防団ポンプ自動車（2台）

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野1264番地1

3 取得理由

取手市消防団（第2分団及び第21分団）に配置されている消防ポンプ自動車は、市内における火災をはじめとした各種災害に対し、地域防災を担う車両として運用してきましたが、経年劣化が見られる状況となっています。

複雑多様化する災害への対応が求められている状況において、更なる消防力の充実を図り、円滑な消防団活動をもって市民の安全を守るため、最新の機能を搭載した消防団車両に更新するものです。

4 設備概要

総重量3.5トン未満であるため普通自動車免許のみで運転が可能で、かつ、従来より小型な車両であるため、狭あい地区での活動にも適しています。

高効率かつ軽量で耐久性を備えたポンプは、無給油式のためメンテナンスフリーかつ環境に配慮されたものです。また、揚水力も強化されており、一般火災はもとより遠距離送水にも適した車両となっています。

さらに、従来よりホースの収納が容易なホースカーやホースカーが使用できない地域においてもホース延長が容易なホース背負器等の装備を搭載しています。

※ 特殊な^{ぎそう}艀装等

- ・大型無給油式真空ポンプ
- ・安全機能付ポンプ操作装置
- ・加納式ホースカー
- ・ホース背負器

5 納入期限 令和8年3月20日

6 入札参加業者（6業者）

株式会社篠崎ポンプ機械製作所

有限会社鈴機

有限会社カミス総合防災

小池株式会社

株式会社モリタ

株式会社土浦消防センター

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	消防団ポンプ自動車の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所議会棟第2委員会室	入札日時	令和7年5月21日 午前10時
予定価格	¥46,363,060	入札書比較価格	—
入札者		入札第1回	
株式会社篠崎ポンプ機械製作所		¥58,399,740	
有限会社鈴機		¥46,739,740	
有限会社カミス総合防災		¥56,023,740	
小池株式会社		¥50,699,740	
株式会社モリタ		¥45,859,740	落札
株式会社土浦消防センター		¥47,289,740	
契約金額	¥45,859,740 円	請 負 者 氏 名	株式会社モリタ
仮 契 約 年 月 日	令和7年5月21日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和8年3月20日

議案第 3 8 号

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 9 8 , 4 8 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 , 9 9 2 , 4 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		7,767,042	398,404	8,165,446
	2 国 庫 補 助 金	956,489	398,404	1,354,893
21 諸 収 入		964,983	83	965,066
	6 雑 入	804,184	83	804,267
歳 入 合 計		50,594,000	398,487	50,992,487

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		19,091,407	398,487	19,489,894
	1 社 会 福 祉 費	8,363,987	398,487	8,762,474
歳 出 合 計		50,594,000	398,487	50,992,487

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,767,042	398,404	8,165,446
21 諸収入	964,983	83	965,066
歳入合計	50,594,000	398,487	50,992,487

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	19,091,407	398,487	19,489,894	398,404		83	
歳出合計	50,594,000	398,487	50,992,487	398,404		83	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	86,888	398,404	485,292	5 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交 付 金	398,404	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低 所得世帯支援枠分） 398,404
計	956,489	398,404	1,354,893			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑 入	394,314	83	394,397	5 民 生 費 雑 入	83	・雇用保険料本人負担分 83 増
計	804,184	83	804,267			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉 総 務 費	398,487 (1,248,109) (1,646,596)	398,404		83				61 低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に要する経費	398,487
		国庫支出金		諸収入					
		398,404		83		1 報 酬	11,926		
						3 職員手当等	4,244		
						4 共 済 費	2,533	(2) 定額減税を補足する給付事業に関する経費	398,487
		398,404		83		8 旅 費	426		
						1 費 用 弁償	426	報酬 (11,926)	
						10 需 用 費	1,234		
						1 消 耗 品 費	880	職員手当等 (4,244)	
						4 印 刷 製 本 費	354		
						11 役 務 費	7,148	時間外勤務手当 1,500	
						1 通 信 運 搬 費	5,753	期末手当 1,491	
						4 手 数 料	1,395	勤勉手当 1,253	
						12 委 託 料	5,500	共済費 (2,533)	
						13 使用料及び賃借料	476	共済組合負担金 911	
						18 負 担 金、補助及び交付金	365,000	雇用保険料 219	
								厚生年金保険料 1,349	
								子ども・子育て拠出金 54	
								旅費 (426)	
								費用弁償 426	
								需用費 (1,234)	
								消耗品費 880	
								印刷製本費 354	
								役務費 (7,148)	
								通信運搬費 5,753	
								手数料 1,395	
								委託料 (5,500)	
								・ 給付金システム処理業務委託料 5,500	
								使用料及び賃借料 (476)	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費								・ パソコン使用料 476 負担金、補助及び交付金 (365,000) ・ 定額減税補足給付金 (不足額給付) 365,000
項 計	398,487 (8,363,987) (8,762,474)	398,404		83				
款 計	398,487 (19,091,407) (19,489,894)	398,404		83				
歳出合計	398,487 (50,594,000) (50,992,487)	398,404		83				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(881) 764	1,163,071	3,015,200	2,998,953	7,177,224	1,207,303	8,384,527	
補 正 後	(885) 764	1,174,997	3,015,200	3,003,197	7,193,394	1,209,836	8,403,230	
比 較	(4)	11,926		4,244	16,170	2,533	18,703	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,800	55,600	53,900	110,900	11,580	207,446	49,100
	補 正 後	68,800	55,600	53,900	110,900	11,580	208,946	49,100
	比 較						1,500	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	828,594	693,385	476,700	383,800	45,538	11,800	1,810
	補 正 後	830,085	694,638	476,700	383,800	45,538	11,800	1,810
	比 較	1,491	1,253					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(70) 764		3,015,200	2,836,874	5,852,074	1,065,240	6,917,314	
補 正 後	(70) 764		3,015,200	2,838,374	5,853,574	1,065,240	6,918,814	
比 較				1,500	1,500		1,500	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	68,800	55,600	53,900	110,900	11,580	207,446	49,100
	補 正 後	68,800	55,600	53,900	110,900	11,580	208,946	49,100
	比 較						1,500	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	740,600	619,300	476,700	383,800	45,538	11,800	1,810
	補 正 後	740,600	619,300	476,700	383,800	45,538	11,800	1,810
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(811)	1,163,071		162,079	1,325,150	142,063	1,467,213	
補 正 後	(815)	1,174,997		164,823	1,339,820	144,596	1,484,416	
比 較	(4)	11,926		2,744	14,670	2,533	17,203	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	87,994	74,085					
	補 正 後	89,485	75,338					
	比 較	1,491	1,253					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明		備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分				
		昇 給 に 伴 う 増 加 分				
		そ の 他 の 増 減 分				
職員手当	4,244	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		そ の 他 の 増 減 分	4,244	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	1,491 千円 1,253 1,500

議案第 3 9 号

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 1 , 4 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1 , 1 8 3 , 9 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		8,165,446	24,460	8,189,906
	2 国 庫 補 助 金	1,354,893	24,167	1,379,060
	3 国 庫 委 託 金	80,695	293	80,988
16 県 支 出 金		3,285,386	1,497	3,286,883
	2 県 補 助 金	858,750	1,200	859,950
	3 県 委 託 金	317,481	297	317,778
19 繰 入 金		3,925,731	73,770	3,999,501
	2 基 金 繰 入 金	3,919,794	73,770	3,993,564
21 諸 収 入		965,066	1,000	966,066
	6 雑 入	804,267	1,000	805,267
22 市 債		3,669,300	90,700	3,760,000
	1 市 債	3,669,300	90,700	3,760,000
歳 入 合 計		50,992,487	191,427	51,183,914

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,209,201	33,691	10,242,892
	1 総務管理費	9,026,534	33,101	9,059,635
	4 選挙費	141,755	590	142,345
3 民生費		19,489,894	19,922	19,509,816
	1 社会福祉費	8,762,474	3,434	8,765,908
	2 児童福祉費	8,079,248	15,502	8,094,750
	3 生活保護費	2,647,899	986	2,648,885
4 衛生費		1,870,582	103,093	1,973,675
	1 保健衛生費	1,183,608	103,093	1,286,701
7 土木費		5,252,108	1,628	5,253,736
	3 都市計画費	3,711,924	1,628	3,713,552
9 教育費		7,170,185	33,093	7,203,278
	1 教育総務費	865,636	27,803	893,439
	2 小学校費	2,413,897	3,970	2,417,867
	3 中学校費	1,494,294	1,320	1,495,614
歳 出 合 計		50,992,487	191,427	51,183,914

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加		(単位 千円)	
事	項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (市長車)		令和 7年度から 令和13年度まで	7,395
オンライン市役所システム使用料		令和 7年度から 令和 9年度まで	0
障害者給付審査会クラウドシステム使用料		令和 7年度から 令和 9年度まで	0

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加		(単位 千円)		
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 衆 ト イ レ 整 備 事 業	73,300	普通貸借	3.0%以内	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業	17,400	又 は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,165,446	24,460	8,189,906
16 県支出金	3,285,386	1,497	3,286,883
19 繰入金	3,925,731	73,770	3,999,501
21 諸収入	965,066	1,000	966,066
22 市債	3,669,300	90,700	3,760,000
歳入合計	50,992,487	191,427	51,183,914

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	10,209,201	33,691	10,242,892	13,958			19,733	
3 民生費	19,489,894	19,922	19,509,816	2,950		8,350	8,622	
4 衛生費	1,870,582	103,093	1,973,675	1,200	73,300	24,550	4,043	
7 土木費	5,252,108	1,628	5,253,736			1,460	168	
9 教育費	7,170,185	33,093	7,203,278	7,849	17,400	4,750	3,094	
歳出合計	50,992,487	191,427	51,183,914	25,957	90,700	39,110	35,660	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	485,292	13,368	498,660	1 総 務 費 補 助 金	13,368	・新しい地方経済・生活環境創生交付金 13,368
2 民生費国庫補助金	344,834	2,950	347,784	1 社会福祉費補助金	2,950	・新しい地方経済・生活環境創生交付金 1,085 ・中国残留邦人支援給付システム整備費補助金 986 ・生活保護システム改修業務補助金 879
6 教育費国庫補助金	62,855	7,849	70,704	80 事務局費補助金	7,849	・公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 7,849
計	1,354,893	24,167	1,379,060			

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

1 総務費国庫委託金	60,090	293	60,383	3 選 挙 費 委 託 金	293	・参議院議員通常選挙費委託金 293 増
計	80,695	293	80,988			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 衛生費県補助金	15,662	1,200	16,862	2 母子衛生費補助金	1,200	・特定不妊治療補助金 1,200
計	858,750	1,200	859,950			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	299,240	297	299,537	5 選 挙 費 委 託 金	297	・県知事選挙費委託金 148 増 ・県議会議員補欠選挙費委託金 149 増
計	317,481	297	317,778			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	800,000	35,660	835,660	1 財政調整基金繰入金	35,660	・財政調整基金繰入金 35,660 増
4 公共施設整備基金繰入金	83,557	24,550	108,107	1 公共施設整備基金繰入金	24,550	・公共施設整備基金繰入金 24,550 増
5 学校施設整備基金繰入金	39,837	4,750	44,587	1 学校施設整備基金繰入金	4,750	・学校施設整備基金繰入金 4,750 増
6 ふるさと取手応援基金繰入金	2,446,378	8,810	2,455,188	1 ふるさと取手応援基金繰入金	8,810	・ふるさと取手応援基金繰入金 8,810 増
計	3,919,794	73,770	3,993,564			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 雑 入	394,397	1,000	395,397	5 民 生 費 雑 入	1,000	・子ども活動支援金 1,000
計	804,267	1,000	805,267			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

12 衛 生 債	0	73,300	73,300	1 保 健 衛 生 施 設 整 備 事 業 債	73,300	・公衆トイレ整備事業債 73,300
13 デジタル活用推進事業債	0	17,400	17,400	1 デジタル活用推進事業債	17,400	・デジタル活用推進事業債 17,400
計	3,669,300	90,700	3,760,000			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明		
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他						
7 企 画 費	5,676				5,676	12 委 託 料	5,676	23 公有用地利活用に要する経費	5,676	
	(8,715)									
	(14,391)				5,676					
								委託料 (5,676)		
								・ 公有用地利活用計画策定支援業務委託料	5,676	
8 電算組織 管 理 費	27,425	13,368			14,057	11 役 務 費	1,414	20 電算・O A化等に要する経費	27,425 増	
	(537,495)	国庫支出金								
	(564,920)	13,368			14,057					
					1 通 信 運 搬 費					798
					4 手 数 料					616
					13 使用料及び 賃 借 料					18,785
					14 工事請負費					918
					17 備品購入費					6,308
項 計	33,101	13,368			19,733					
	(9,026,534)									
	(9,059,635)									

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
2 諸選挙費	590 (119,429) (120,019)	293 国庫支出金 297 県支出金 293				1 報酬	590	25 参議院議員通常選挙に要する経費	293 増
					報酬 (293 増) ・ 投票管理者報酬 97 増 ・ 投票立会人報酬 173 増 ・ 開票管理者報酬 2 増 ・ 開票立会人報酬 21 増				
	297				36 県知事及び県議会議員補欠選挙の同時選挙に要する 経費			297 増	
					報酬 (297 増) ・ 投票管理者報酬 97 増 ・ 投票立会人報酬 173 増 ・ 開票立会人報酬 12 増 ・ 選挙長報酬 3 増 ・ 選挙立会人報酬 12 増				
項 計	590 (141,755) (142,345)	590							
款 計	33,691 (10,209,201) (10,242,892)	13,958			19,733				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉 総務費	986 (1,646,596) (1,647,582)	986 国庫支出金				12 委託料	986	29 中国残留邦人支援事業に要する経費	986 増
		986						委託料 (986 増) ・中国残留邦人支援給付システム改修委託料 986	
2 障害者 福祉費	2,341 (2,686,353) (2,688,694)	1,085 国庫支出金		100 繰入金	1,156	13 使用料及び 賃借料	1,011	5 障害福祉事務に要する経費	171 増
				100	71			17 備品購入費	1,330
		1,085			1,085	33 自立支援に要する経費	2,170 増		
		1,085			1,085			(1) 介護給付費等に関する経費 2,170 増	
								使用料及び賃借料 (1,011 増) ・障害者給付審査会クラウドシステム使用料 1,011 備品購入費 (1,159) ・障害者給付審査会用タブレット端末 1,159	
3 老人 福祉費	107 (3,728,804) (3,728,911)			100 繰入金	7	17 備品購入費	107	28 福祉施設の管理運営に要する経費	107 増
				100	7				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 老 人 福 祉 費				100	7			(3) ふれあいの郷管理運営に関する経費 107 増
								備品購入費 (107) ・ 体位変換器 107
項 計	3,434 (8,762,474) (8,765,908)	2,071		200	1,163			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	14,423 (739,594) (754,017)			7,150 繰入金	7,273			
				7,150	7,273	10 需用費	107	49 無痛分娩費用助成に要する経費 14,423
						1 消耗品費	13	需用費 (107)
						4 印刷製本費	94	消耗品費 13 印刷製本費 94
						11 役務費	16	役務費 (16)
						1 通信運搬費	16	通信運搬費 16
						18 負担金、補助及び交付金	14,300	負担金、補助及び交付金 (14,300) ・ 無痛分娩費用助成金 14,300
4 保育所費	1,079 (1,297,068) (1,298,147)			1,000 諸収入	79			
				1,000	79	12 委託料	680	20 保育所の管理運営に要する経費 1,079 増
				1,000	79	17 備品購入費	399	(1) 保育所の管理運営に関する経費 1,079 増

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 保育所費								委託料 (680 増) ・ 保育所体操教室業務委託料 680 備品購入費 (399 増) ・ 保育備品 399 増
項 計	15,502 (8,079,248) (8,094,750)			8,150	7,352			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	986 (159,599) (160,585)	879 国庫支出金			107			
		879			107	12 委託料	986	5 生活保護事務に要する経費 986 増
								委託料 (986 増) ・ 生活保護システム改修委託料 986 増
項 計	986 (2,647,899) (2,648,885)	879			107			
款 計	19,922 (19,489,894) (19,509,816)	2,950		8,350	8,622			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

3 母子 衛生費	2,427 (134,650) (137,077)	1,200 県支出金			1,227			
		1,200			1,227	10 需用費	20	21 母子保健に要する経費 2,427 増

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明		
		特定財源			一般財源	区分	金額			
		国県支出金	地方債	その他						
3 母子衛生費		1,200			1,227	1 消耗品費	20	(12) 特定不妊治療関係経費	2,427	
						11 役務費	7	需用費	(20)	
						1 通信運搬費	7	消耗品費	20	
						19 扶助費	2,400	役務費	(7)	
								通信運搬費	7	
扶助費	(2,400)	・特定不妊治療費助成費	2,400							
6 環境衛生費	100,666 (79,438) (180,104)		73,300	24,550	2,816					
				繰入金						
			73,300	24,550	2,816	12 委託料	3,850	22 公衆トイレ管理に要する経費	100,666 増	
						13 使用料及び賃借料	2,816	委託料	(3,850 増)	
						14 工事請負費	94,000	・取手駅前公衆トイレ設置工事監理業務委託料	3,850	
						使用料及び賃借料	(2,816 増)			
						・取手駅前公衆トイレ用施設賃借料	2,816			
						工事請負費	(94,000)			
						・取手駅前公衆トイレ設置工事	89,000			
						・取手駅西口公衆トイレ内部解体工事	5,000			
項 計	103,093 (1,183,608) (1,286,701)	1,200	73,300	24,550	4,043					
款 計	103,093 (1,870,582) (1,973,675)	1,200	73,300	24,550	4,043					

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
7 公園 緑地費	1,628 (323,828) (325,456)			1,460 繰入金	168	14 工事請負費	1,628	21 緑地等管理に要する経費 工事請負費 ・緑地整備工事	1,628 増 (1,628) 1,628
			1,460	168					
項 計	1,628 (3,711,924) (3,713,552)			1,460	168				
款 計	1,628 (5,252,108) (5,253,736)			1,460	168				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	27,803 (598,384) (626,187)	7,849 国庫支出金	17,400		2,554			
		7,849	17,400		2,554	11 役 務 費	1,285	23 教育情報機器整備に要する経費 27,803 増
						1 通 信 運 搬 費	1,285	役務費 (1,285 増)
						12 委 託 料	6,460	通信運搬費 1,285 増
						17 備品購入費	20,058	委託料 (6,460 増) ・教育センターシステムクラウド運用管理委託 料 6,460 増 備品購入費 (20,058) ・ネットワーク機器 20,058

(款) 9 教育費 (項) 1 教育総務費 (単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
項 計	27,803 (865,636) (893,439)	7,849	17,400		2,554			

(款) 9 教育費 (項) 2 小学校費

4 学 校 給 食 費	3,970 (363,314) (367,284)			3,570 繰入金	400			
				3,570	400	10 需 用 費	1,974	21 給食施設整備に要する経費 3,970 増
						6 修繕料	1,974	
						17 備品購入費	1,996	需用費 (1,974 増) 修繕料 1,974 増 備品購入費 (1,996 増) ・給食用備品 1,996 増
項 計	3,970 (2,413,897) (2,417,867)			3,570	400			

(款) 9 教育費 (項) 3 中学校費

4 学 校 給 食 費	1,320 (182,185) (183,505)			1,180 繰入金	140			
				1,180	140	17 備品購入費	1,320	21 給食施設整備に要する経費 1,320 増
								備品購入費 (1,320 増) ・給食用備品 1,320 増

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
項 計	1,320 (1,494,294) (1,495,614)			1,180	140			
款 計	33,093 (7,170,185) (7,203,278)	7,849	17,400	4,750	3,094			
歳出合計	191,427 (50,992,487) (51,183,914)	25,957	90,700	39,110	35,660			

給 与 費 明 細 書

特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)				計 (千円)
補正前	長 等	4		35,640	11,784 (3.45)	4,812	52,236	8,712	60,948	
	議 員	24	119,760		39,596 (3.45)		159,356	32,076	191,432	
	その他の 特別職	2,335	141,266				141,266	220	141,486	
	計	2,363	261,026	35,640	51,380	4,812	352,858	41,008	393,866	
補正後	長 等	4		35,640	11,784 (3.45)	4,812	52,236	8,712	60,948	
	議 員	24	119,760		39,596 (3.45)		159,356	32,076	191,432	
	その他の 特別職	2,335	141,856				141,856	220	142,076	
	計	2,363	261,616	35,640	51,380	4,812	353,448	41,008	394,456	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他の 特別職		590				590		590	
	計		590				590		590	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 7年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
公用車リース料（市長車）	7,395			7-13	7,395				7,395
オンライン市役所システム使用料	0			7- 9					
障害者給付審査会クラウドシステム使用料	0			7- 9					
合 計	7,395				7,395				7,395

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	21,008,117	21,580,944	6,065,700	1,955,777	25,690,867
(1) 総務債	145,524	128,548		16,976	111,572
(2) 民生債	227,039	264,923	76,200	21,485	319,638
(3) 衛生債	16,910	15,348	73,300	1,878	86,770
(4) 農林水産業債	142,098	131,380	9,300	18,970	121,710
(5) 商工債	25,598	22,880	30,000	2,978	49,902
(6) 土木債	1,686,922	2,198,182	791,800	206,417	2,783,565
(7) 消防債	521,900	633,778	118,800	93,082	659,496
(8) 教育債	3,179,276	3,618,132	2,173,300	267,756	5,523,676
(9) 合併特例債	13,375,027	12,633,845	129,600	1,146,402	11,617,043
(10) 行政改革等推進債(地域再生分)	1,354				
(11) 災害復旧債	12,883	8,778		1,845	6,933
(12) 緊急防災・減災事業債	609,132	546,767	2,264,700	99,247	2,712,220
(13) 全国防災事業債	71,361	67,166		4,199	62,967
(14) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	698,688	729,176	8,800	44,546	693,430
(15) 緊急自然災害防止対策事業債	41,865	214,297	294,400	2,245	506,452
(16) 公共施設等適正管理推進事業債	158,140	192,844	54,200	20,997	226,047
(17) 脱炭素化事業債	94,400	165,200		6,754	158,446
(18) 防災対策事業債		9,700	6,500		16,200
(19) こども・子育て支援事業債			17,400		17,400
(20) デジタル活用推進事業債			17,400		17,400
2. 減税補てん債	102,517	51,730		35,514	16,216
3. 臨時財政対策債	19,783,100	18,079,292		1,843,683	16,235,609
4. 減収補てん債	909,993	728,609		59,830	668,779
5. 調整債	164,640	154,560		10,080	144,480
6. 退職手当債	33,960				
7. 災害援護資金貸付債	10,138	6,788		1,821	4,967
合 計	42,012,465	40,601,923	6,065,700	3,906,705	42,760,918

承認第 2 号

取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市税条例の一部を改正する条例について，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第 11 号

専 決 処 分 書

取手市税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

取手市長 中 村 修

取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例（昭和 3 9 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市民税の申告） 第 36 条の 2 （略） 2 から 8 まで （略） 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 30 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)<u>第 2 条第 16 項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出） 第 63 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に	（市民税の申告） 第 36 条の 2 （略） 2 から 8 まで （略） 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 30 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)<u>第 2 条第 15 項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出） 第 63 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に

規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(4)まで (略)

2 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ (略)

(2)及び(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書

規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(4)まで (略)

2 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ (略)

(2)及び(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書

に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3) 及び(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6) から(8) まで (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交

に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3) 及び(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6) から(8) まで (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交

付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報という。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 及び 5 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類

付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 及び 4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類

を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 及び(3) (略) 3 (略) 付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 から 22 まで (略) 23 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27 及び 28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2 から 13 まで (略) 14 <u>市長は、法附則第15条の9の3第1項</u>	を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 及び(3) (略) 3 (略) 付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 から 22 まで (略) 23 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27 及び 28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2 から 13 まで (略)
--	--

<u>に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>15 及び 16</u> (略)	<u>14 及び 15</u> (略)
--	----------------------------

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の取手市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 3 号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第 12 号

専 決 処 分 書

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について，特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

取手市長 中 村 修

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例（昭和 4 8 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 1 から 3 まで （略） （<u>法附則第 15 条第 36 項</u>の条例で定める割合） 4 <u>法附則第 15 条第 36 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 （<u>法附則第 15 条第 37 項</u>の条例で定める割合） 5 <u>法附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 （<u>法附則第 15 条第 41 項</u>の条例で定める割合） 6 <u>法附則第 15 条第 41 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 7 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	付 則 1 から 3 まで （略） （<u>法附則第 15 条第 37 項</u>の条例で定める割合） 4 <u>法附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 （<u>法附則第 15 条第 38 項</u>の条例で定める割合） 5 <u>法附則第 15 条第 38 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 （<u>法附則第 15 条第 42 項</u>の条例で定める割合） 6 <u>法附則第 15 条第 42 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 7 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)から(6)まで (略) 8 から 16 まで (略) (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 17 及び 18 (略) 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 20 (略)	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)から(6)まで (略) 8 から 16 まで (略) (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 17 及び 18 (略) 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 20 (略)
--	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第4号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第 13 号

専 決 処 分 書

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

取手市長 中 村 修

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和４８年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第３条（略） ２ 前項第１号の基礎課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u> とする。 ３ 第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u> とする。 ４（略） （国民健康保険税の減額） 第２１条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>66万円</u> を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>26万円</u> を超える場合には、<u>26万円</u>)及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。	（課税額） 第３条（略） ２ 前項第１号の基礎課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u> とする。 ３ 第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u> とする。 ４（略） （国民健康保険税の減額） 第２１条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、<u>24万円</u>)及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。

(1) (略) (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>30 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) アからウまで (略) (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>56 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) アからウまで (略) 2 及び 3 (略)	(1) (略) (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) アからウまで (略) (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>54 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) アからウまで (略) 2 及び 3 (略)
--	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 1 号

令和 6 年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和 6 年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

取手市長 中 村 修

令和 6 年度取手市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	藤代庁舎空調設備改修事業	2,453,000	0					
		藤代庁舎受変電設備改修事業	4,950,000	4,950,000					4,950,000
		災害用トイレトラック購入事業	26,548,000	26,548,000	10,000,000		16,500,000		48,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業	443,374,000	135,124,000		135,084,000		40,000	
	2 児童福祉費	給食費負担軽減事業 (民間保育施設等分)	43,589,000	43,589,000		32,692,000			10,897,000
		給食費負担軽減事業 (公立保育所分)	12,719,000	12,719,000		9,539,000			3,180,000
	3 生活保護費	訴訟関係経費	330,000	330,000					330,000
4 衛生費	1 保健衛生費	取手駅前公衆トイレ設置事業	6,200,000	6,200,000					6,200,000
		省エネ家電買換え補助事業	52,592,000	52,592,000		38,437,000			14,155,000
7 土木費	2 道路 橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	16,367,000	16,367,000		9,000,000	6,600,000		767,000
		歩道橋長寿命化事業	82,312,000	82,312,000		45,272,000	33,300,000		3,740,000
		戸頭新屋敷(市道2241号線他) 道路改良事業	59,689,000	54,689,000			49,200,000		5,489,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	2 道路橋りょう費	桑原（市道4042号線）通学路整備事業	23,058,000	12,102,000		6,654,000	4,900,000		548,000
	3 都市計画費	桑原地区整備推進事業	43,585,000	43,585,000					43,585,000
		地域公共交通等支援事業	19,000,000	19,000,000		14,250,000			4,750,000
		地籍調査事業	19,554,000	19,554,000		12,375,000			7,179,000
		都計道3・5・23号北敷・沼附線整備事業	110,053,000	110,053,000		60,528,000	44,500,000		5,025,000
		下高井水砂雨水排水整備事業	27,193,000	27,193,000			27,100,000		93,000
	4 住宅費	旧住宅用地造成事業	29,370,000	0					
8 消防費	1 消防費	戸頭消防署非常用発電機改修事業	4,000,000	4,000,000			4,000,000		
9 教育費	1 教育総務費	戸頭小学校損害賠償金	236,000	232,000					232,000
	2 小学校費	小学校遊具安全対策事業	40,000,000	40,000,000		11,799,000	27,800,000		401,000
		白山小学校校舎・体育館長寿命化改良事業	761,400,000	761,400,000		26,200,000	722,200,000		13,000,000
		高井小学校校舎増築事業	110,000,000	110,000,000		8,753,000	101,200,000		47,000
		給食費負担軽減事業（小学校分）	48,357,000	43,011,000		36,268,000			6,743,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	3 中学校費	永山中学校改修事業	466,300,000	466,300,000		67,225,000	398,900,000		175,000
		給食費負担軽減事業（中学校分）	25,029,000	25,029,000		18,772,000			6,257,000
	5 社会教育費	東京芸術大学連携事業	2,000,000	2,000,000					2,000,000
		永山公民館コンデンサー取替事業	616,000	616,000					616,000
	6 保健体育費	給食費負担軽減事業（給食センター分）	40,056,000	35,675,000		30,042,000			5,633,000
10 災害復旧費	3 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	36,374,000	36,374,000			36,300,000		74,000
計			2,557,304,000	2,191,544,000	10,000,000	562,890,000	1,472,500,000	40,000	146,114,000

報告第2号

令和6年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について

令和6年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告する。

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

令和6年度取手市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
7 土木費	2 道路 橋りょう費	米ノ井弁才天 (市道0203号線) 市道改良事業	円 81,928,000	円 25,043,000	円 56,885,000	円	円 56,885,000	円	市債 51,100,000 計 51,100,000	円 5,785,000	電柱移設の協議に不測の日 数を要したため
	3 都市計画費	桑原地区 整備推進事業	44,055,000		44,055,000		44,055,000			44,055,000	関係機関協議及び地権者合 意形成に不測の日数を要し たため
9 教育費	2 小学校費	白山小学校校舎・ 体育館長寿命化 改良事業	1,017,940,000	404,780,000	613,160,000		613,160,000		国庫 83,804,000 市債 529,300,000 計 613,104,000	56,000	資材の納期遅れ等により、工 事の進捗に不測の日数を要 したため
		高井小学校校舎 増築事業	799,645,000	469,260,000	330,385,000		330,385,000		国庫 64,908,000 市債 252,800,000 計 317,708,000	12,677,000	杭の破損により、工事の進捗 に不測の日数を要したため
計			1,943,568,000	899,083,000	1,044,485,000		1,044,485,000		国庫 148,712,000 市債 833,200,000 計 981,912,000	62,573,000	

報告第3号

令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年6月6日提出

取手市長 中 村 修

令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地区画整理事業	119,592,000	118,844,000	11,618,000	58,726,000	48,500,000		
計			119,592,000	118,844,000	11,618,000	58,726,000	48,500,000		